

【令和3年度】

鹿児島市オンライン観光支援補助金

募集の手引き

令和3年4月1日 作成

鹿児島市

令和3年度 鹿児島市オンライン観光支援補助金 募集の手引き

1 事業の目的

本事業は、コロナ収束後の観光需要回復を見据えて、鹿児島市内で民間企業等又は個人事業主が実施する海外から本市への将来の誘客につながるインターネット上での観光の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

2 補助対象事業

「3 補助対象者」に該当する民間企業等が企画・運営するもので、あらかじめ日程等の内容と参加代金の有無等を定めた配信に関する計画を作成し、参加者を募集して実施するインターネット上での観光の取組（以下「オンライン観光」という。）のうち、今後の本市への誘客につながる事業に対し、補助金を交付します。

例. オンラインの旅行、ガイドツアー、イベント、宿泊体験等

2-2 補助対象外事業

- (1) 国又は県等から他の補助を受けているもの
- (2) 「7 補助対象経費・補助要件」に掲げる補助要件を満たさないもの
- (3) リアルタイムでなく参加者がいない形で実施するもの
例. 動画共有サービスでの常時配信
- (4) 商品の販売のみを目的とするもの
例. ショッピング広告、通信販売のための配信
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの
- (8) 公序良俗に反する行為を行うもの

3 補助対象者

鹿児島市内で海外観光客の継続的受入を実施し、又はこの要綱に基づく補助を受けたオンライン観光の実施を契機に海外観光客の継続的受入の実施を予定する民間企業等（任意団体を含む。）又は個人事業主のうち、次に掲げる要件を満たす者が対象です。

- (1) 民間企業等にあつては市内に事務所又は営業所を有する者、個人事業主にあつては市内に事務所又は営業所を有する者若しくは市民
- (2) 納期の到来している市税の滞納がない者（ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているときは、滞納がない者とみなします。）
- (3) 上記にかかわらず、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に掲げる宗教団体にあ

っては収益事業にて実施する必要があります。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団及び暴力団員と関係を有する者は、対象としません。

4 補助率

補助対象経費の2分の1

5 補助限度額

補助事業者1者あたり30万円

補助率・補助期間

6 補助対象期間

交付決定の日から令和4年2月28日まで

※交付申請は令和4年1月31日まで

7 補助対象経費・補助要件

補助対象経費	補助要件
1 モバイルWi-Fi等、オンライン環境整備のための機材導入・設置に要する経費	1 一定の集客確保の見込みのもと行うこと。（集客性）
2 ウェブカメラ、マイク等ライブ配信のための機材導入・設置に要する経費	2 技術的に安定した配信を確保すること。（配信の安定性）
3 技術支援、映像編集等一定の配信水準確保や、観光ガイド等のための外部委託に要する経費	3 鹿児島県のブランディングを通じた、将来の本市への誘客につながる取組であること。（鹿児島らしさ、継続性・発展性）
4 プラットフォームへの登録料、販売手数料等インターネット上の外部サイトでの配信に要する経費	4 オンライン観光を実施するために、新たに生じる経費であること。

7-2 補助対象外経費

- (1) 補助事業に係るものとして明確に区分できない費用
- (2) 間接経費（交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、振込手数料等）
- (3) 職員に対する人件費
- (4) 明細書及び支出を証明する書類又はその写しに不備のあるもの
- (5) 補助金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

8 補助金交付までの流れ

(1) 手続き

4月1日～	市	随時募集
	事業者	<p>【応募】 以下の応募書類に記入後提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応募用紙（様式第1） ②団体等に関する調書（様式第2） ③事業計画書（様式第3） ④事業収支予算書（様式第4） ⑤事業内容を示す資料（見積書又はカタログの写し等） ⑥法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票（任意団体にあつては、代表者の分を提出） ⑦団体の定款・規約等 ※任意団体の場合のみ提出 ⑧団体の会員名簿 ※任意団体の場合のみ提出
応募後 約2週間	市	審査後、選定結果を通知
	事業者	【申請】 申請書（規則様式第1）に記入後提出
申請後 約1週間	市	交付決定通知書を郵送
交付決定通知後	事業者	事業実施（交付決定通知日～令和4年2月28日）
	市	※必要に応じ、随時、実施状況の確認
事業完了後 速やかに ～令和4年 2月28日 期限	事業者	<p>【報告】 以下の報告書類に記入後提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実績報告書（規則様式第4） ②事業実績書（様式第6） ③収支決算書（様式第7） ④支払明細書（請求書や納品書等）の写し ⑤領収書等、支払を証明する書類の写し ※交付決定通知日以降かつ宛名があるもののみ有効 ⑥配信内容を編集した映像等 ⑦請求書（規則様式第6）+ 振込先口座通帳の写し ⑧額の確定報告書（様式第8）※該当者のみ提出
確定通知後 概ね2週間	市	審査後、補助金等確定通知書を郵送 補助金支払

(2) 応募手続き

必要書類を提出してください（先着順）。

※事前の審査が必要です。必ず、事業実施前に応募を行ってください。

〔受付開始〕令和3年4月1日（木）

〔提出先〕〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 みなと大通り別館3階
鹿児島市観光プロモーション課 宛

※ 応募書類一式は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。⇒



(3) 補助事業者の選定

本市は、応募書類による審査を経て、特に優れた内容と認められた補助事業者を選定します。その際、書類の記載内容について電話等による確認を行う場合があります。結果については後日通知しますが、補助金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

選定にあたっては「7 補助対象経費・補助要件」に記載の項目を審査しますが、審査の視点を以下例示しますので、応募時の参考としてください。（審査は例示に限定するものではありません。）

① 集客性

- （審査例）
- ・ 事業内容に即したターゲットの設定は妥当か
 - ・ 有料か無料か、価格設定は妥当か
 - ・ 話題性や新規性がどれほど見込まれるか
 - ・ プラットフォームの活用等、広告は計画内容を達成するのに十分かつ適切か
 - ・ オンライン観光を楽しみたい人々の参加を効果的に訴求する手法がとられるか

② 配信の安定性

- （審査例）
- ・ 音声や映像、カメラワーク等の品質は十分確保されるか
 - ・ 必要に応じた外部の支援等、実施体制は妥当か

③ 鹿児島らしさ

- （審査例）
- ・ 観光面での本市の持つ魅力や価値が十分伝わる内容か
 - ・ 参加者が鹿児島を満喫できる仕組みがとられるか
 - ・ 新たな観光資源の発掘や楽しみ方の提案がなされているか

④ 継続性・発展性

- （審査例）
- ・ 計画期間中の配信が見通されるか
 - ・ 異業種間の連携や外部支援の確保等、十分な実施体制がとられるか
 - ・ 経営方針等における、オンライン観光の位置づけは明確か
 - ・ 参加者からのフィードバックを踏まえたブラッシュアップが見込まれるか
 - ・ コロナ収束後において、実際の観光客受入につながる展望が見込まれるか

(4) 申請手続き

審査結果の通知後、申請書（規則様式第1）を提出してください。

申請にあたっては、補助対象経費における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれ

る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請してください。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。

本市は、補助金を交付すべきものと認めたときに、交付決定通知書により通知します。

※ 申請書は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

(5) 事業実施上の留意点

事業の開始は、交付決定通知書に記載の決定日以降となります。補助対象経費にかかる機材導入や委託契約締結等は、必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定前に導入等を行った場合、補助金は交付できません。

経費の支払は、補助期間内（令和4年2月28日まで）に必ず完了してください。支払が完了していない場合、補助金は交付できません。また、実績報告にあたり、請求書や領収書等、支払を証明する書類の写しの提出を求めますので、関係書類は整理の上、保管してください。

応募時の事業計画を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更・中止（廃止）承認申請書（規則様式第2）を提出し、市長の承認を受けてください。

事業実施にあたっては、観光業界における各種業界ガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めてください。

※ 参考 内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/prevention/>

(6) 報告手続き

事業が完了したときは、速やかに必要書類を提出してください。提出期限は、事業が完了した日から1か月以内、又は令和4年2月28日のどちらか早い日です。

消費税等仕入控除税額を含めて申請した場合、消費税等仕入控除税額が確定した段階で、額の確定報告書（様式第8）も提出してください。

※ 報告書類一式は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

(7) 補助金の確定及び支払

本市は、報告書類による審査及び調査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときに補助金の交付額を確定し、補助金等確定通知書により通知します。なお、確定する額は、事業に実際に要した補助対象となる経費に補助率2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）の合計と交付決定額を比べ、低いほうの額となります。

請求書（規則様式第6）等の内容に不備がなければ、確定通知後、概ね2週間で、補助事業者が指定する金融機関に振り込みます。

9 本市への協力

(1) 補助金活用事業の表示

補助事業を実施するときは、ウェブサイトなどの広報物に以下の表示をお願いします。

この取組は、鹿児島市の「オンライン観光支援補助金」を活用して実施しています。

また、あわせて、下記のかごしま市観光ナビのリンクバナーを掲載してください（バナー画像は提供します。）。

リンク先：<https://www.kagoshima-yokanavi.jp/>



(2) 映像等の提供

事業完了後の報告の際、配信内容を編集した映像を、1分程度に編集の上、提出してください。

なお、編集した映像の提出が困難な場合は、事業の様子がわかる映像・写真を、データで提出してください。

提出いただいた映像等は、本市が広報及びプロモーション活動等において無償で公開、利用するほか（例、かごしま市観光ナビへの映像掲載、刊行物への掲載など）、それらの活動を実施する目的で本市委託事業者、発注者等の第三者へ提供することがあります。あらかじめご了承ください。

本市が映像等を使用するにあたり、著作権上の留意点など（例、出演者の承諾が必要、委託先事業者の許可が必要など）、注意点があれば、提出時にお知らせください。

10 本市の動画や画像の活用

(1) 動画

本市の海外向けPR動画のデータ（編集可能なMP4）を活用できます。ご希望がある場合は、申請時に申し出てください。

「Authentic Japan」 <https://www.youtube.com/watch?v=L81S9demjoE>

※編集しやすい白素材（自然音のみ・各素材20秒程度）のデータも提供可能です。

(2) 画像

本市の無料で利用可能な画像については、下記よりダウンロードください。

鹿児島県観光連盟フォトダウンロード <https://www.kagoshima-kankou.com/photo/>

Q&A

鹿児島市オンライン観光支援補助金に関する質問と回答

Q1 映像をユーチューブで配信しようと思いますが、補助対象となりますか？

- 誰もがいつでも見られる常時配信は、対象となりません。あくまでも、あらかじめ日程等の内容を計画し、参加者を募集してリアルタイムで実施したものが対象となります。
- なお、後日、配信済みの映像をユーチューブ等の動画共有サービスで配信することは構いません。

Q2 市外の観光素材を取り扱おうとする場合、補助対象となりますか？

- 対象となりません。
- ただし、市内の観光素材を含めた内容で、今後の本市への誘客につながる場合は、企画ごとに審査の上、対象とする場合があります。応募の前に、ご相談ください。

Q3 市外に本社がありますが、補助対象となりますか？

- 市内に支社、営業所等の拠点を設けている場合は、対象となります。
- 申請の際は、市内・市外にかかわらず、実施主体となる拠点及び責任者名で申請してください。
- 市外の拠点にて申請の場合、団体等に関する調書（様式第2）の「団体等の所在地」欄へ、記入例を参考に、市内の拠点名及び所在地を併記してください。

Q4 申請前に実施した事業について、補助対象となりますか？

- 対象となりません。
- 市より送付する交付決定通知日以降に実施した機材導入や委託契約締結等が、補助の対象となりますので、通知までお待ちください。

Q5 複数回に分けて応募できますか？また、複数の取組について応募できますか？

- 応募は1回限りとなります。ただし、審査の結果、不選定となった場合で、以降の募集がある場合、内容をブラッシュアップしたものについては応募できます。
- 複数の取組を実施する場合でも、一つの事業計画に取りまとめれば応募できます。

Q6 グループでの応募は可能ですか？

- 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体であれば、可能です。応募時に、規約や規約に相当する文書、会員名簿を提出してください。

Q7 応募時点と計画が変わりそうです。報告や手続きは必要ですか？

- 事業計画の変更は、事前にご相談ください。
- 変更後の内容が補助要件を満たさない場合、交付決定を取り消すことがあります。

Q8 支払を口座振込で行うため領収書が発行されません。支払を証明する書類は？

- 振込依頼票や振込電算伝票の写し（相手先や金額等の該当箇所をマーカー）に、支払明細書（請求書や納品書等）を添えて提出してください。